

## 裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

処 分 庁

[Redacted] 所長

審査請求人が平成24年10月1日付けで提起した生活保護法に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が平成24年8月16日付けで行った変更決定処分を取り消す。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨及び理由

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成24年8月16日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく2件の保護変更決定処分の取消しを求めるものと解される。

##### 2 審査請求の理由

8月1日から8月11日の基準生活費の変更で20,744円減額について不当である。

#### 第2 当庁が認定した事実及び判断

##### 1 当庁が認定した事実

(1) 平成24年8月16日付けで、処分庁は請求人に対して「基準生活費の変更(居宅→入院)」との理由により同月1日から保護の方法を施設入所等による保護に変更したこと(以下「本件変更決定1」という。)

また、同日付けで、処分庁は請求人に対して「基準生活費の変更(入院→居宅)」との理由により同月12日から保護の方法を居宅保護に変更したこと(以下「本件変更決定2」という。)

(2) 平成24年11月21日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書(以下「弁明書」という。)には、次の趣旨の記載があること。

ア 平成24年8月1日 「本日、請求人が脳出血により入院した」と言う連絡が、病院より電話で処分庁になされた。

イ 平成24年8月13日 「請求人が8月11日に退院した」と言う連絡が同病院より処分庁になされた。

月の初日入院の場合、当月は入院患者日用品費を算定すべきところ、すでに8月分生活保護費については一般生活費(居宅基準)にて支給済みであったため、平成24年8月16日に8月分生活扶助費を①8月1日より入院患者日用品費に変更し、同日さらに②退院日の翌日8月12日より一般生活費に変更処理を行った。①により生じた返還金58,460円②により発生した追加支給37,716円については、9月分保護費にて調整を行い、結果として20,744円が9月分生活保護費から減額されることとなった。

ウ 平成24年8月28日 上記変更①、②にかかる決定通知書を発送した。

この決定内容について平成24年8月30日に請求人より電話で処分庁に連絡がなされ、一連の決定処分の理由を処分庁が請求人に対し説明。そして、請求人は不満な態度の様子であったが、以後、審査請求に対しての言及も無かったところである。

エ 請求人の入院日である8月1日は月の初日にあたり、厚生労働省社会援護局長通知第7-2-(3)-エに示される月の途中の入院には該当しない。従って同通知に示される入院月の一般生活費の認定変更を要しないものにはあたらない。

(3) 弁明書とともに提出された平成24年8月8日付け医療要否意見書には診療見込期間として入院11日間との記載が認められること。

(4) 平成24年12月6日付けで、審査庁は請求人に対して、前記(2)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はないこと。

## 2 判断

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

また、法第8条は、保護の程度について規定しており、第1項において「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」と定めている。

(2) 「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)別表第1第3章の1入院患者日用品費の(2)は、入院患者日用品費は、病院等に1箇月以上入院する者等について算定する旨規定している。

(3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の2の(3)のウは、保護受給中の者について、入院期間が1箇月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を要しない旨規定し、同じくエでは、保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上する旨規定している。

(4) 本件変更決定1及び2についてみると、第2の1の(1)ないし(3)の認定事実のとおり、請求人が平成24年8月1日に入院したため、前記(3)に従い、月の途中の入院でないことから同日から基準生活費を入院基準に変更し、入院患者日用品費を支給する本件変更決定1を行い、その後、同月11日に請求人が退院したことから同月12日から基準生活費を居宅基準に変更する本件変更決定2を行ったことが認められる。

(5) しかしながら、前記(2)及び(3)のとおり入院患者日用品費は、1箇月以上入院する者等について算定すべきであり、第2の1の(3)の認定事実のとおり、入院見込期間が1箇月以上と認められないことから、本件変更決定1及び2は、その変更処分に誤りがあり瑕疵ある処分といわざるを得ず、取り消すのが妥当であると判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成25年2月8日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

